

# 土砂災害情報相互通報システム改修業務 説明書

- 説明書本文
- 業務仕様書

愛媛県

## 説 明 書

土砂災害情報相互通報システム改修業務に係る入札参加希望者の公募については、公告、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

### 1 業務の内容

- (1) 業 務 名 土砂災害情報相互通報システム改修業務
- (2) 業 務 内 容 土砂災害情報相互通報システムについて、システム上の地図（土砂災害情報マップ）を編集して、ニーズに合わせたオリジナル地図を作ることができる、「オリジナルハザードマップ作成機能」を追加するとともに、緊急速報メールの情報発信機能を強化する。
- (3) 業務の詳細な説明 土砂災害情報相互通報システム改修業務仕様書による
- (4) 履 行 期 間 業務委託契約の成立の翌日から令和5年12月15日まで

### 2 入札参加希望者の要件

- (1) 入札参加者に必要な資格  
次の要件を全て満たすもの
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ 入札参加申請書の受領の期限の日から開札までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
  - エ 過去10年間に、全国で行政機関（気象庁、国、県等）の防災情報の提供設備や処理設備のうち他機関と連携するシステムの構築・改修の工事又は業務の実績を有する者であること。
  - オ 愛媛県における製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格を有する者であること。
- (2) 応募した者の中から入札参加者を選定するための項目  
入札参加者は、入札参加申請書提出者の中から、保有する技術職員の状況、工事又は業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務、業務の実施体制等を勘案し選定するものとする。

### 3 入札参加申請書の提出等

入札参加希望者は、次により入札参加申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

- (1) 入札参加希望者の要件  
入札参加申請書を提出することができる者は、入札参加申請書を提出する時において、2の（1）に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
- (2) 入札参加申請書の受領期間並びに提出の場所及び方法
  - ア 受領期間

令和5年2月9日(木)から同月22日(水)までの執務時間中(祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。)

イ 提出場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局砂防課

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。電送による書面は受け付けない。なお、郵送による場合の提出締切は持参の場合と同一とする。また、郵送は、必ず郵便書留等、配達記録が残るものを利用するものとする。

(3) 入札参加希望者は、入札参加申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

なお、イの工事又は業務の実績及びウの配置予定の技術者の業務の経験については、平成24年度以降に、業務が完了し、引き渡しが済んでいるものに限り記載すること。

ア 保有する技術職員の状況調書(別記第2号様式)

保有する技術職員の状況について記載すること。

イ 工事又は業務の実績調書(別記第3号様式)

行政機関(気象庁、国、県等)の防災情報の提供設備や処理設備のうち他機関と連携するシステムの構築・改修の工事又は業務の実績を記載すること。記載する実績は、平成24年度以降に完了した実績で1件以上5件まで記載すること。

ウ 配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務(別記第4号様式)

エ 業務の実施体制について、下記の内容を別記第5号及び6号様式に記載すること。

- ・主たる部分を再委託してはならない。
- ・他の業者等に主たる部分以外を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力(注)を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先の名称及び再委託先又は協力を求める内容を記載する。
- ・業務実施過程における守秘すべき個人情報等の管理体制について記載する。
- ・人員配置・業務実施計画等について具体的に記載する。

(注) 技術協力とは、業務の一部について学識経験者等の第三者から指導又は助言を受けることをいう。

オ 契約書の写し

(3)のウの施工実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。なお、契約書で実績が確認できない場合は、その内容が確認できる書類の写しを提出すること。

(4) その他

ア 入札参加申請書の作成及び提出にかかる費用は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された入札参加申請書は、返却しない。

ウ 提出された入札参加申請書は、入札参加者の選定以外に無断で使用しない。

4 入札参加者の指名

入札参加者は、入札参加申請書提出者の中から選定し、その結果を入札参加申請書受領期限の日からおおむね 20 日以内に書面により通知するものとする。

5 指名されなかったものに対する理由の説明

(1) 入札参加申請書を提出した者のうち指名しなかった者（以下「非指名者」という。）に対して、指名しなかった旨を入札参加申請書受領期限の日からおおむね 25 日以内に書面により通知する。

(2) 非指名者は、非指名の通知の日の翌日から起算して 5 日以内に書名により指名されなかった理由（以下「非指名理由」という。）の説明を求めることができる。  
なお、書面は次の提出先に持参又は郵送することとし、電送によるものは、受け付けない。なお、郵送による場合の提出締切は持参の場合と同一とする。また、郵送は、必ず郵便書留等、配達記録が残るものを利用するものとする。

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2  
愛媛県土木部河川港湾局砂防課

(3) 説明は、理由の説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内に書面により回答する。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札参加者は、入札保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、入札書の提出期限までに、入札保証金又は入札保証金にかわる担保を納付しなければならない。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、所定の手続きに従い、所定の期日までに、契約保証金又は契約保証金にかわる担保を納付しなければならない。

(3) 入札保証金及び契約保証金に係る取扱については愛媛県会計規則の規定による。

7 その他

その他不明な点は、愛媛県土木部河川港湾局砂防課に照会すること。（電話 089-912-2700）

## 入札参加申請書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中 村 時 広 様

申 請 者  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
印

令和 年 月 日付けで公募のありました次の業務に係る入札に参加したいので  
関係書類を添えて申請します。

なお、指名されるための要件をすべて満たしていること、並びに本申請書及び添付書  
類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

### 記

#### 1 業 務 名

#### 2 添付書類

- (1) 保有する技術職員の状況調書 (別記第2号様式)
- (2) 工事又は業務の実績調書 (別記第3号様式)
- (3) 配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務調書 (別記第4号様式)
- (4) 業務の実施体制に係る書類 (別記第5号、6号様式)

注 「印」は、法人にあつては代表取締役の印、個人にあつては代表者の印を押すこと。

注 不要な添付書類は削除して使用すること。

保有する技術職員の状況調書

申請者名: \_\_\_\_\_

専 門 分 野	技 術 職 員 数	う ち 有 資 格 者 等
		(例) 技術士 名 監理技術者(電気・通信) 名 RCCM 名
合 計(延べ人数)		
再 計(実人数)		/

注1 一人の職員が複数の資格を有する場合、各々の資格に記入し、合計の欄には延べ人数を記入すること。

注2 再計の欄には、技術職員の実人数を記入すること。

工事又は業務の実績調書

申請者名: \_\_\_\_\_

業務等の種類					
業務等名					
発注機関名					
契約金額					
履行期間					
業務等の概要					

- 注1 行政機関(気象庁、国、県等)の防災情報の提供設備や処理設備のうち、他機関と連携するシステムの構築・改修の工事又は業務の実績(工事又は業務が完了し、成果品の引渡済みのものに限る。)について記載すること。
- 注2 工事又は業務の実績を証明するものとして、契約書の写しを添付すること。  
 なお、契約書で実績が確認できない場合は、その内容が確認できる書類の写しを添付すること。

配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務調書

申請者名: \_\_\_\_\_

配置予定 技術者	氏名			
	所属・役職			
	資格・部門等		取得年月日	
	平成 年度以降 の主な業務の経験	業務名		
		発注機関名		
		履行期限		
	現在の手持ち業務	業務名		
		発注機関名		
		履行期限		

注1 「主な業務の経験」は、行政機関(気象庁、国、県等)の防災情報の提供設備や  
処理設備の構築・改修について記載すること。

注2 手持ち業務には他の発注者に係るものも含め、すべて記載すること。

業務の実施体制(1)

申請者名: \_\_\_\_\_

再委託の予定	委託先
	委託内容
技術協力の予定	協力先
	協力を求める内容

注1 再委託とは、業務の一部について第三者に委任し又は請け負わせること。

注2 技術協力とは、業務の一部について学識経験者等の第三者から指導又は助言を受けること。

注3 主たる部分を再委託してはならない。

業務の実施体制(2)

申請者名: \_\_\_\_\_

守秘すべき個人情報等の  
管理体制

業務実施体制

注1 業務実施過程において収集した資料、知り得た守秘すべき個人情報等の管理体制について、具体的に記載すること。

注2 業務実施体制(人員配置・業務実施計画等)について、具体的に記載する。

# 愛媛県土砂災害情報相互通報システム 改修業務

仕様書

令和5年2月

愛媛県土木部河川港湾局砂防課

## 1. 適用

本特記仕様書は、「愛媛県土砂災害情報相互通報システム改修業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

## 2. 目的

本業務は、土砂災害相互情報通システム構築業務（以下、「構築業務」という。）で構築された土砂災害情報相互通報システム（以下、「本システム」という。）に対し、以下の機能構築、対応を行うものである。

- ① 地図へのシンボル追加や簡単な書き込みにより、必要とするオリジナルハザードマップを簡易な操作で作成できる「オリジナルハザードマップ作成機能」の構築に向けた各種設計を行う。
- ② 「緊急速報メール送信機能」の配信依頼対象キャリアに「楽天モバイル」を追加する。
- ③ 防災メール向けに生成・送信している危険度情報にレベル5の情報を追加する。
- ④ 新たな除外メッシュをシステムに反映するとともに、新たに設定される CP、KP を、本システムに反映する。
- ⑤ 雨量分布（レーダー雨量）を「降雨強度」から「10分雨量」に変更する。
- ⑥ クラウドサービス上に構築したシステム運用基盤の利用に係る手続きを適宜実施する。

## 3. 業務内容

### 3.1. 計画準備

本業務を円滑に遂行するために、業務計画の立案、工程計画の作成、実施体制、セキュリティ対策等を業務計画書としてとりまとめる。

### 3.2. オリジナルハザードマップ作成機能の設計

えひめ土砂災害情報マップにおいて、地図へのシンボル追加や簡単な書き込みにより、必要とするオリジナルハザードマップを簡易な操作で作成できる「オリジナルハザードマップ作成機能」について、処理の流れ、他機能との連携、データの管理方法等、システム整備上基本となる事項を検討し、取りまとめる。

表 1 システム化対象機能

	構築機能	詳細
1.	オリジナルハザードマップ作成機能	(1) ハザードマップ タブレット・スマートフォン機能 ・ ハザードマップ機能をタブレット・スマートフォンで作成できる。 (2) ハザードマップ テンプレート機能の追加 ・ ハザードマップの印刷用テンプレートを準備し、テンプレートを編集することで利用者の用途にあったハザードマップをカスタマイズできる。 (3) 地図情報書き込み機能の改修 ・ 地図上へ以下の情報を書き込むことができる。 ➤ 点（アイコンを指定）

構築機能	詳細
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 線（線種、線色、線幅を指定）</li> <li>➢ 面（線種、線色、線幅、面色を指定）</li> <li>➢ 文字（文字種、色、ポイント、背景色を指定）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書き込みした点、線、面、文字などの情報は、操作により、移動・修正・削除できる。</li> <li>・ 線、面については、ノードの追加・移動等により形状変更ができる。</li> <li>・ 登録するシンボルは、防災に関する避難所等を示すものとする。詳細は協議により決定する。</li> </ul> <p>(4) ハザードマップ書き込み結果の保存、読み込み機能の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前項で書き込みした、テンプレート編集情報、点、線、面、文字などの地図情報は、操作により、利用者パソコン内へ適当な形式のファイルで保存できる。</li> </ul>



図 1 オリジナルハザードマップ作成機能 イメージ

### 3.3. 緊急速報メールの楽天モバイル追加対応

#### 1) システム設計

本システム上に整備された「緊急速報メール送信機能」の配信依頼対象キャリアに「楽天モバイル」を追加する対応について、処理の流れ、他機能との連携、データの管理方法等、システム整備上基本となる事項を検討し、取りまとめる。本改修に必要な関係機関への申請・協議も含める。

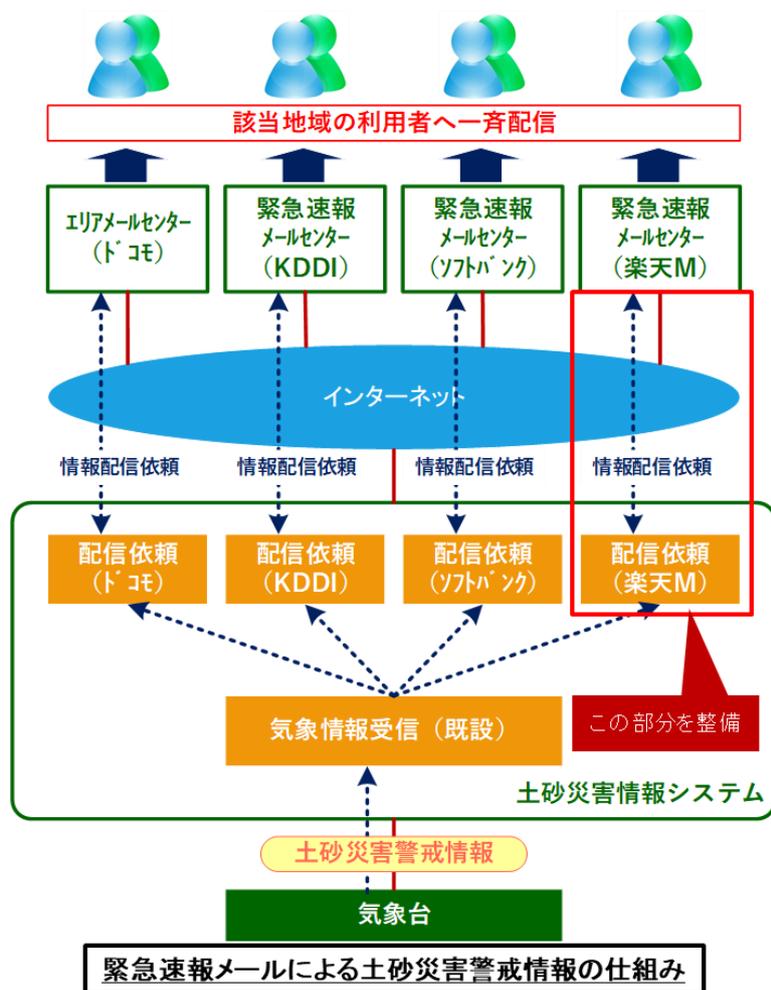


図 2 「緊急速報メール送信機能」 楽天モバイル追加イメージ

## 2) システム構築

システム設計における検討結果に基づき、プログラムの作成を行う。

## 3) システム動作検証

プログラム作成後、本業務におけるシステム化対象機能の一連の操作が正常に動作することを確認する。なお、配信試験は、原則、現地に赴き実施することとする。

### 3.4. 防災メール向け危険度情報提供 警戒レベル 5 対応

本システムでは、災害情報システム向けに地区別の超過状況に関するデータである「防災メール向け危険度情報」を送信している。「愛媛県防災メール」では、受信した土砂災害危険度情報データよりメールを生成し、利用登録者にメール配信する。新たに追加された「災害切迫（警戒レベル 5 相当）」によるメール配信が可能となるよう、防災メール向け危険度情報に土砂災害危険度・警戒レベル 5 相当を追加する。

## 1) システム設計

本業務で実施する「防災メール向け危険度情報提供 警戒レベル 5 対応」について、処理の流れ、他機能との連携、データの管理方法等、システム整備に必要な事項を検討し、取りまとめる。本改修に必要な関係機関への申請・協議も含める。

### 【送信条件】

以下の条件を充足したとき、設定した地区の土砂災害危険度情報を送信する。

- 1) 所属する市町に土砂災害警戒情報が発表されている。
- 2) 関連づけた 1km メッシュの土砂災害危険度・レベル値が、CL 未超過状態から「3：非常に危険（1～2h 先予測で CL 超過）」又は「4：極めて危険（現況で CL 超過）」に上昇した。
- 3) **【条件追加】** 関連づけた 1km メッシュの土砂災害危険度・レベル値が、TP 未超過状態から「5：災害切迫（現況で TP 超過）」に上昇した。

### 【送信 JSON 構造(案)】

```
{
  "timestamp":"2018-07-07T12:10+09:00",
  "points":[
    { (レベル 3、4 の情報) }
    { (レベル 5 の情報) }
  ]
}
```

## 2) システム構築

システム設計における検討結果に基づき、プログラムの作成を行う。プログラム作成にあたっては、特定地区について表示順序の変更を行うこと。

## 3) システム動作検証

プログラム作成後、本業務におけるシステム化対象機能の一連の操作が正常に動作することを確認する。なお、実施にあたって試験環境を整備し、防災メール保守業者の示す仕様等に従って調整を行うこと。

### 3.5. 除外メッシュの反映及び CP, KP の入れ替え

令和 4 年度業務におけるアンケート結果に基づいて設定される新たなメッシュ設定をシステムに反映するとともに、気象台が新たに設定する CP、KP を反映する。

### 3.6. 雨量分布(レーダー雨量)の表示切替

えひめ土砂災害危険度情報における雨量分布（レーダー雨量）の表示方式を、降雨強度から 10 分雨量に変更するとともに、雨量予測値を再表示する。

## 1) システム設計

以下に示すシステム化対象機能について、処理の流れ、他機能との連携、データの管理方法など、システム整備上基本となる事項を検討し、とりまとめる。

表 2 システム化対象機能

	構築機能	詳細
1.	雨量演算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受信した 10 分間降水量解析値より、1km メッシュごとの 10 分間雨量を計算</li> <li>・ 速報版 10 分間降水量予測値より、1km メッシュごとの 10 分雨量予測値を計算</li> </ul>
2.	システムデータ蓄積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受信データや演算処理データを、データベースに蓄積 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 10 分間降水量解析値</li> <li>➢ 10 分雨量予測値</li> </ul> </li> </ul>
3.	地図画面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ WebGIS により提供する雨量分布(レーダー雨量)(実況、1 時間先、2 時間先、3 時間先)を、降雨強度から生データに変更する。</li> </ul> <p><b>【対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ パソコン版 (県民向け)</li> <li>➢ スマートフォン版</li> <li>➢ パソコン版 (行政向け)</li> <li>➢ パソコン版 (管理者用)</li> </ul>

## 2) システム構築

システム設計における検討結果に基づき、プログラムの作成を行う。

## 3) システム動作検証

プログラム作成後、本業務におけるシステム化対象機能の一連の操作が正常に動作することを確認する。

### 3.7. 運用基盤利用継続に係る手続き

クラウドサービス上に構築したシステム運用基盤の利用に係る手続きを適宜実施する。

### 3.8. システム導入・調整

#### 1) システム導入

「3.3 緊急速報メールの楽天モバイル追加対応」から「3.6 雨量分布(レーダー雨量)の表示切替」までで改修したシステムを導入する。導入にあたり、作業前の状態に復元できるよう現状をバックアップすること。

#### 2) システム調整

システムを稼働状態とするための調整を行う。システムを稼働するために必要な関係機関への申請・協議も含める。

#### 3) システム検査

本節で開発した機能についてシステム検査を実施し、システムが正常に動作することを確認する。本検査は本運用環境で実施する。

### 3.9. 電子成果品作成

電子納品については、「愛媛県土木設計業務等の電子納品要領」に基づくものとし、電子納品成果の提出部数は次のものを標準とする。

電子媒体（CD-R） ..... 2部

紙媒体（簡易製本） ..... 1部

### 3.10. 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間時 3 回、業務完了時の計 5 回を基本とするが、受注者は発注者と緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。打合せ事項について受注者は、その都度別に定める「打合せ記録簿」を作成し発注者に提出するものとする。

なお、業務着手時及び業務完了時の打合せ協議には、管理技術者が立ち合うものとする。

## 4. 成果品

受注者は以下の成果品を納品するものとする。

- |                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| (1) 土砂災害情報相互通報システム（稼働状態で納品）          | 一式 |
| (2) ソフトウェア                           | 一式 |
| (3) 業務報告書（マニュアル類、システム試験実施書等 電子成果品含む） | 一式 |

## 5. その他

### (1) 準拠する法令等

本業務は、本特記仕様書のほか、設計図書、契約書、関係法令及び技術基準等に基づき実施するものとする。

### 5.1. 業務計画書

下記以外については、変更業務計画書を提出すること。

- ・ 業務数量のみ変更する場合
- ・ 業務の工期のみを変更する場合で、契約書第 3 条第 3 項に基づく、業務工程表を提出した場合。

### 5.2. 著作権

本業務で作成されたプログラムの著作権は、予め第三者の著作権があるものを除き、発注者に帰属するものであり、取り扱いには十分に注意し、原則としてシステム本体やデータベースの持ち出しやコピーをしてはならない。

また、やむを得ずデータを持ち出したり、コピーを取る必要がある場合は、必ずその旨を発注者に連絡し、許可を得ること。また、そのデータを必要とする理由が解決した時点で必ず削除すること。

### 5.3. 品質管理及び守秘義務

本業務を遂行するに当たり、受注者は適切な品質管理を行うものとする。また、本業務の遂行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。

### 5.4. 検収

受注者は本業務成果が仕様を満たしていることについて、発注者による受入検収を実施し、発注者の承認を得ること。受入検収は、成果品検査の1週間前までに完了すること。

### 5.5. 履行報告

受注者は毎月、5日までに、前月の履行状況を発注者に報告すること。

## 個人情報の取扱に関する特記仕様書

### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、愛媛県個人情報保護条例の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

### (収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

### (複写、複製の禁止)

第6 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止等)

第7 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

2 受注者は、発注者の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、発注者が受注者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めなければならない。

3 受注者が発注者の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託したときは、委託業務に係る当該第三者の行為は、受注者の行為とみなす。

### (資料等の返還等)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 受注者は、この契約による業務を処理するため受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報運搬)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理の状況について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第11 発注者は、受注者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(参考) 愛媛県個人情報保護条例

(委託に伴う措置等)

第14条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、当該委託に係る契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 前3項の規定は、実施機関が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

(罰則)

第50条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第14条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(公文書に記録されている個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の公文書に記録されている個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第51条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。